平成２６年度「めざす成果」施策評価シート

５－１－１　市街地の整備が計画的に進んでいる

総合計画体系		
	健康領域・基本目標	まちの健康・快適な都市空間が整うまち
	個別目標	快適な都市の基盤をつくる
	めざす成果	市街地の整備が計画的に進んでいる
		計画的な土地利用に基づき、市街地の整備が行われるとともに、中心市街地の活性化が進んでいます。

◎所管部長：街づくり計画部長 海老沢 義行

（単位：千円）

総事業費（予算）	H23	H24	H25	H26
	2,181,380	2,162,823	2,154,038	2,417,562

※総事業費には、渋谷区画整理、下水道事業特別会計の事業費が含まれています。

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
5-1-1 ① 市街地の整備が計画的に進んでいる	5-1-1-1 組合施工の土地区画整理事業を支援することによって、道路、公園等の公共施設と良好な宅地を一体的に整備する	宅地開発を希望する地区において、組合設立に向けた準備組織を設置できるようにする	土地区画整理支援事業	街づくり推進課
	5-1-1-2 中心市街地である大和駅周辺を活性化するために必要な整備を進める	② 中心市街地にふさわしいにぎわいの場を創出する	大和駅東側第4地区市街地再開発支援事業	街づくり推進課
			大和駅東側再開発等支援事業	街づくり推進課
			大和駅周辺再開発事務所等施設維持管理事務	街づくり推進課
			商業地形成推進事業	事業管理課
	5-1-1-3 ③ 渋谷（南部地区）土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設と良好な宅地を一体的に整備する	権利者の権利と利益を守り、適切な事業展開を図る	施行者管理施設維持管理事業	事業管理課
			換地設計事務	事業管理課
			土地区画整理測量事業	事業管理課
			渋谷（南部地区）の建築行為等の許可事務	事業管理課
			市仮住まい住宅維持管理事務	整備事業課
			建物移転補償事業	整備事業課
			占用物補償事業	整備事業課
		道路や公園などの機能充実と宅地の利用増進を図る	公共施設管理者負担金事務	みどり公園課
			雨水管整備事業（渋谷土地区画整理事業地区）	整備事業課
			汚水管整備事業（渋谷土地区画整理事業地区）	整備事業課
			道路・画地整備事業	整備事業課
			都市計画道路築造事業	整備事業課
		渋谷（南部地区）土地区画整理事業を、円滑に進めるための体制を整える	土地区画整理審議会運営事務	事業管理課
			渋谷（南部地区）事業計画等作成事務	事業管理課
			渋谷（南部地区）まちづくりニュース発行事務	事業管理課

主要な事務事業の内容（裏面に続く）

（単位：千円）

事務事業名	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額
	法令等の義務	実施手法		財源構成
事務事業の目的				
大和駅東側第４地区市街地再開発支援事業	54	105	298,661	728,241
	無	直営		国・市・一財
市街地再開発事業により、街の防災性を向上させ、プロムナードを中心とした回遊性の高い街づくりを進めます。				
商業地形成推進事業	919	60	0	0
	無	直営		一財
市民と行政が協力しながら活力ある高座渋谷駅周辺商業地の形成を図ります。				
建物移転補償事業	1,677,966	1,148,579	1,209,846	1,104,322
	有	直営		国・市・他・一財
施行地区内の建物等を仮換地指定に基づき移転します。				
公共施設管理者負担金事務		0	128,212	180,020
	有	直営		国・一財
大和市都市計画事業（南部地区）土地区画整理事業地内に公園を確保するために公共施設管理者負担金を支払います。				
雨水管整備事業（渋谷土地区画整理事業地区）	50,992	46,347	72,455	20,553
	有	直営		市・一財
渋谷土地区画整理事業区域内の雨水による浸水被害の解消を図ります。				
汚水管整備事業（渋谷土地区画整理事業地区）	53,310	29,716	56,395	49,587
	有	直営		市・一財
渋谷土地区画整理事業区域内の生活環境の向上を図ります。				

［注釈］
＜法令等の義務＞　法律または政省令による事業実施根拠の有無
＜実　施　手　法＞　直営、委託、指定管理から選択。同一事業内で実施手法が混在するケース有り
＜財　源　構　成＞　一財：一般財源　国：国庫補助金等　県：県費補助金等　市：市債　他：その他特定財源

これまでの成果

・大和駅東側第４地区市街地再開発事業の公益施設については、各施設の規模及び考え方を明らかにし、市民公募手続を経て、公益施設基本計画を策定しました。一方、再開発組合は、事業推進のため特定業務代行者と基本契約を締結し、施設建築物の基本設計及び実施設計を行いました。また、平成26年3月に施行地区内の既存建築物解体工事を終了しました。
・下福田地区土地区画整理事業について、市は準備組合に対し継続的に活動費助成、指導助言を行ってきました。平成24年度から事業協力企業の参画により、地元の早期組合設立に向けた活動が活発になってきました。
・渋谷（南部地区）土地区画整理事業については、老朽建物等の除却や道路等公共施設の整備を進めた結果、計画策定時（H20年度）に約60％であった進捗率が、平成21年度から25年度までの5年間で35ポイント余り上昇し、約95％に達しました。

成果を計る主な指標

指標の名称	前期基本計画 計画策定時（H20）	実績値（H23）	実績値（H24）	実績値（H25）	最終目標値（H25）	後期基本計画 中間目標値（H28）	最終目標値（H30）
① 土地区画整理事業などによる市街地整備の割合	57.7%	58.1%	58.1%	58.1%	60.4%	60.2%	60.4%
② プロムナードにおける１日あたりの通行者数	21,933人	24,195人		24,207人	23,000人	25,850人	26,350人
③ 渋谷（南部地区）土地区画整理事業の進捗率	60.2%	80.7%	87.6%	94.8%	95.0%	100.0%	―

成果に対する評価と課題

・大和駅東側第４地区市街地再開発支援事業は、本市の文化創造拠点となる公益施設を整備し、地区内の防災性の向上、都市機能の更新をするだけでなく、地区周辺の民間開発への波及も期待されることから、プロムナードを中心とした大和駅周辺の街づくりに大きく寄与するものと期待されます。事業スケジュールとしては、平成26年7月上旬、施設建築物の本体工事に着手し、平成28年7月頃の竣工を予定しており、事業は、着実に進んでおりますが、震災復興やオリンピック需要等の影響による建築資材の高騰や労務単価の上昇に伴う工事費への対応が課題です。
・下福田地区土地区画整理事業は、住宅需要の低迷等による減歩率上昇などの問題から事業への賛同率が上がらないことから、事業計画の見直しを行うなど、土地区画整理事業の実現に向けた新たな取り組みが必要です。
・渋谷（南部地区）土地区画整理事業については、防災性の向上と宅地の利用増進など良好な住環境の整備が進み、街づくりガイドプランに沿った商業地の街並みが形成されました。今後は、引き続き整備を進めるとともに、出来形確認測量、換地計画、地番整理、換地処分、登記、清算などの作業や手続きを公正かつ円滑に行い、事業を着実に完了させることで、市街地の計画的な整備が推進されます。
・大和駅東側第４地区市街地再開発事業及び渋谷土地区画整理事業については、計画通り事業が完了できるよう補助金等の支援や道路整備等を引続き行います。

5－1－1　市街地の整備が計画的に進んでいる

（単位：千円）

主要な事務事業の内容

事務事業名	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額
	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
道路・画地整備事業	213,660	423,892	187,178	127,233
	有	直営	国・市・一財	
施行地区内の区画道路や歩行者専用道路並びに宅地を整備します。				

平成２６年度「めざす成果」施策評価シート

５－１－２　良好なまち並みが形成されている

◎所管部長：街づくり計画部長　海老沢　義行

（単位：千円）

総事業費（予算）	H23	H24	H25	H26
	141,421	173,007	164,270	201,760

総合計画体系		
	健康領域・基本目標	まちの健康・快適な都市空間が整うまち
	個別目標	快適な都市の基盤をつくる
	めざす成果	良好なまち並みが形成されている
		景観に配慮した良好なまち並みが形成されるなど快適な住環境が創出されています。

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
5-1-2 ① 良好なまち並みが形成されている	5-1-2-1 住環境の維持、改善を進める	計画的な街づくりを進め、都市の骨格を形成、管理する	都市計画マスタープラン進行管理事業	街づくり総務課
			（仮称）中央林間地区街づくりビジョン検討事業	街づくり総務課
			住居表示推進事務	街づくり計画課
			住居表示管理事務	市民課
		②③ 市民の主体的な街づくり活動を支援する	地域・地区街づくり支援事業	街づくり推進課
			街づくり学習・情報提供事業	街づくり推進課
		各地区の課題に対応した土地利用を行う	国土法届出審査等事務	街づくり計画課
			都市計画決定事務	街づくり計画課
			都市計画決定内容の審査等事務	街づくり計画課
			特定地域土地利用誘導事業（内山地区）	街づくり推進課
			特定地域土地利用誘導事業（中央森林地区）	街づくり推進課
			建築協定の普及・更新等事務	建築指導課
		法令及び街づくりのルールに基づき、開発許可等を適正に行う	開発審査会運営事務	街づくり総務課
			開発許可等事業	街づくり計画課
			開発指導事務	街づくり計画課
			附置義務駐車場指導事務	街づくり計画課
			違反開発行為等の是正指導事務	街づくり計画課
		建築物の安全性や快適性を確保する	建築基準法に基づく許可、認可等事務	建築指導課
			建築確認事務	建築指導課
			違反建築物の是正指導事務	建築指導課
			確認台帳・概要書の閲覧及び証明事務	建築指導課
			建築物バリアフリー審査事務	建築指導課
			ユニバーサルデザイン推進事業	街づくり総務課
			建築審査会運営事務	街づくり総務課
		中高層建築物の建築に起因するトラブルの解決を促進する	中高層建築紛争調整事業	市民相談課
		安全で良好な住宅の供給を促進する	住宅供給推進事業	街づくり総務課
			住宅計画管理事務	街づくり総務課
			あんしん賃貸支援事業	街づくり総務課
			市営住宅施設維持管理事務	街づくり総務課
			市営住宅大規模改修事業	街づくり総務課
			市営住宅管理運営事務	街づくり総務課
			租特法に基づく優良住宅認定事務	建築指導課
	5-1-2-2 美しい都市景観の形成を推進する	良好な都市景観を創出する	景観形成推進事業	街づくり推進課
			屋外広告物対策事業	街づくり推進課
			神奈川県下優良建築物表彰事務	建築指導課

成果を計る主な指標

指標の名称	前期基本計画 計画策定時（H20）	実績値（H23）	実績値（H24）	実績値（H25）	最終目標値（H25）	後期基本計画 中間目標値（H28）	最終目標値（H30）
① 大和市は良好なまち並みが形成されていると思う市民の割合	40.9%	44.7%		48.8%	50.0%	50.0%	52.0%
② 地区計画、建築協定、街づくり協定などルール化された面積（累計）			121.8ha	121.7ha		122.8ha	128.3ha
③ 地区計画、建築協定、街づくり協定などルール化された地区数（累計）	31件	29件	30件	30件	35件		

（単位：千円）

主要な事務事業の内容（裏面に続く）

事務事業名	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額
	法令等の義務	実施手法		財源構成
事務事業の目的				
住居表示推進事務	15	27	21	32
	有	直営		一財
住居表示の実施を推進し、市民生活における利便性の向上を図ります。				
都市計画決定事務	13,595	11,449	2,236	9,952
	有	直営・委託		一財
総合計画及び都市計画マスタープランで示されたまちづくりの方向を法定都市計画に定めます。				
特定地域土地利用誘導事業（内山地区）	2	415	4,197	8,845
	無	直営・委託		一財
内山地区の市街化調整区域について、市街化区域編入を目指し、計画的かつ段階的な市街地整備の誘導を図ります。				
特定地域土地利用誘導事業（中央森林地区）	0	5	6	5,133
	無	直営・委託		一財
中央森林地区の市街化調整区域について、緑の拠点として、市民の憩いの場を確保するとともに、複合的な街づくりを誘導します。				
建築協定の普及・更新等事務	0	0	0	0
	有	直営		－
新たな建築協定の締結、有効期限を迎える建築協定の更新を誘導することにより、良好な住環境等の維持、保全を図ります。				
建築確認事務	2,833	1,935	1,870	4,945
	有	直営		他・一財
良好な住環境の確保と災害に強い街づくりを行うことを目的とします。				

［注釈］
＜法令等の義務＞　法律または政省令による事業実施根拠の有無
＜実　施　手　法＞　直営、委託、指定管理から選択。同一事業内で実施手法が混在するケース有り
＜財　源　構　成＞　一財：一般財源　国：国庫補助金等　県：県費補助金等　市：市債　他：その他特定財源

これまでの成果

・「つきみ野住宅」の屋上防水や外壁塗装工事、老朽化した給排水管の改修と併せた浴室のユニットバス化等の大規模改修事業の実施により、施設の長寿命化が図られたとともに、低額所得者や高齢者等が安全に利用できる住宅の供給ができました。
・既存の建築協定の更新のほか、「つきみ野６丁目」においては、良好な住環境の維持保全のため、用途の制限や敷地面積の最低限度等を定めた地区計画が決定されるなど、まちのルールづくりが推進されました。
・街づくりに関する学習支援や情報提供、技術的支援を行うことにより、市民意識の醸成をはかり、地区の街づくり活動へつなげることができました。
・内山地区について、市街化区域編入に関する具体的な調査・研究を進めるため、従来の街づくり組織とは別に、準備組織の設立について誘導した結果、多くの賛同者を得て「内山の市街地整備等検討準備会」が設立されました。

成果に対する評価と課題

・市営住宅の老朽化は進んでおり、引続き市営住宅長寿命化計画に基づき、財政負担を十分考慮しながら維持・修繕等の改修を実施していく必要があります。
・良好なまち並みの形成のため、既存の建築協定の継続を図るとともに、宅地分譲などにおいて建築協定を誘導していく必要があります。現在ある約20箇所の建築協定は、時代に合わせた制限内容への変更が必要であったり、住民の高齢化により更新作業が進まないなどの課題も多く地域住民へさらなる支援が必要です。
・街づくり学校の開催など、職員による技術的支援を継続的に行うとともに、専門家派遣制度の活用など、みんなの街づくり条例の支援制度を有効に活用し、より一層、地区における住民の主体的な街づくり活動の普及を促進していく必要があります。
・内山地区については、地元の意見や土地利用の状況をふまえ、地区ごとの実情に応じた整備を行うなど、現実的な事業手法について、市の財政負担を十分に考慮しながら、地元の誘導を行う必要があります。
・市域全体で街づくりに関する市民の意識啓発を行い、地元の意識が醸成された地域から支援を進めていきます。

5－1－2　良好なまち並みが形成されている

（単位：千円）

	事務事業名 事務事業の目的	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額
		法令等の義務	実施手法	財源構成	
主要な事務事業の内容	**確認台帳・概要書の閲覧及び証明事務**	5,097	4,858	4,161	4,557
		有	直営	他・一財	
	建築物の工事監理状況や申請・検査履歴を把握できるようにすることにより、違反建築物の防止を図ります。				
	あんしん賃貸支援事業	1,800	1,800	1,770	1,770
		有	委託	国・一財	
	高齢者、障がい者世帯のうち住宅の確保が困難な方に対する賃貸住宅の供給促進を図ります。				
	市営住宅施設維持管理事務	60,191	58,796	68,037	72,525
		一部有	直営・指定管理	他	
	施設を適切に維持管理します。				
	市営住宅大規模改修事業	54,731	67,987	63,588	80,322
		有	直営	国・一財	
	大和市市営住宅長寿命化計画に基づく、適切な大規模改修により、施設の長寿命化や居住水準の向上を図ります。				
	景観形成推進事業	60	49	58	105
		一部有	直営	一財	
	良好な都市景観の形成を推進します。				
	屋外広告物対策事業	125	31	109	128
		一部有	直営	他	
	市内の良好な景観形成、街並みの維持及び公衆に対する危害防止を図ります。				

平成２６年度「めざす成果」施策評価シート

５－１－３　道路や公園を快適に利用している

◎所管部長：環境農政部長　田辺 吉春
◎所管部長：都市施設部長　浅野 悦夫

（単位：千円）

総事業費（予算）	H23	H24	H25	H26
	2,046,069	1,885,595	1,948,796	2,349,418

総合計画体系		
	健康領域・基本目標	まちの健康・快適な都市空間が整うまち
	個別目標	快適な都市の基盤をつくる
	めざす成果	道路や公園を快適に利用している
		道路や公園の都市基盤が整い、市民が快適に利用しています。

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
5-1-3 道路や公園を快適に利用している	5-1-3-1 車両や歩行者の円滑な通行を確保する	道路等を良好に管理・保全し、より快適に通行できるようにする	道路統計作成事務	都市施設総務課
			道路の愛護啓発事業（再掲）	都市施設総務課
			道路台帳等管理事務	土木管理課
			都市再生街区基本調査成果管理事務	土木管理課
			地籍調査事業	土木管理課
			道路施設維持管理事業	土木管理課
			道路損傷箇所復旧事業	土木管理課
			道路橋長寿命化修繕計画策定事業	土木管理課
			法定外公共物の譲与事務(水路台帳作成及び整備事務)	土木管理課
			水路及び法定外公共物の維持管理事業	土木管理課
			車両制限令に基づく許認可事務	土木管理課
			狭あい道路用地取得事業	土木管理課
			道路舗装補修事業	道路安全対策課
			生活道路整備事業	道路安全対策課
			私道整備支援事業	道路安全対策課
			ユニバーサルデザイン推進事業（再掲）	街づくり総務課
		道路を公共の施設として、市で管理できるようにする	未登記道路整備事業	土木管理課
			私有道路用地取得事業	土木管理課
			開発事業等に関する指導調整事務（道路）	土木管理課
		道路の占用を適正に行う	道路占用の許認可事務	土木管理課
			不法占用の巡視及び撤去･改善･指導事務	土木管理課
		① 交通の円滑化と渋滞箇所の解消を図る	大和市総合交通施策進行管理事業	街づくり総務課
			道路交通体系見直し事業	街づくり総務課
			小田急線連続立体交差関連事業	街づくり総務課
			駐車場対策事業	街づくり総務課
			道路事業費等の調査事務	都市施設総務課
			道路整備計画策定調整事務	都市施設総務課
			国県道整備促進支援事業	都市施設総務課
			福田相模原線（福田地区）道路整備事業（再掲）	都市施設総務課
			交差点改良事業（県道丸子中山茅ヶ崎線整備関連）（再掲）	都市施設総務課
			福田相模原線（南林間地区）道路改良事業	道路安全対策課
			福田相模原線歩道整備（再掲）	道路安全対策課
	5-1-3-2 市民に親しまれる公園づくりを推進する	市民が、公園等をいつも安全かつ快適に利用できる状態にする	公園台帳整備事業	みどり公園課
			公園維持管理事業	みどり公園課
			引地台温水プール管理運営事業	みどり公園課
			引地台温水プール設備等改修事業	みどり公園課
			多胡記念公園維持管理事業	みどり公園課
			ゆとりの森管理運営事業	みどり公園課
			緑の広場等管理事業	みどり公園課
			既設公園等大規模改修事業	みどり公園課
			ゆとりの森整備事業	みどり公園課
			泉の森等公園整備事業	みどり公園課
			泉の森等公園用地借受事業	みどり公園課
			緑化ボランティア等育成支援事業（再掲）	みどり公園課
			ユニバーサルデザイン推進事業（再掲）	街づくり総務課
		② 市民ニーズに対応した公園を整備する	ゆとりの森整備事業	みどり公園課
			街区公園等整備事業	みどり公園課
			（仮称）大和圃場跡公園整備事業	みどり公園課

成果を計る主な指標

指標の名称	前期基本計画 計画策定時（H20）	実績値（H23）	実績値（H24）	実績値（H25）	最終目標値（H25）	後期基本計画 中間目標値（H28）	最終目標値（H30）
① 都市計画道路の整備率	61.2%	62.8%	63.3%	63.4%	62.9%	63.9%	64.7%
② 市民１人あたりの都市公園面積	1.69㎡	2.41㎡	2.70㎡	2.83㎡	2.30㎡	2.90㎡	4.00㎡

主要な事務事業の内容（裏面に続く）

（単位：千円）

事務事業名	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額
	法令等の義務	実施手法		財源構成
事務事業の目的				
道路の愛護啓発事業	3,718	7,152	1,849	2,160
	無	直営		一財
道路等環境美化活動等を通じて、道路の適正利用などの機運を醸成します。				
道路台帳管理事務	52,210	47,032	41,946	49,251
	有	委託		他・一財
適正な道路管理のために、法令に基づく道路台帳の調整・管理を行います。				
地籍調査事業	0	4,174	6,077	6,066
	有	直営・委託		県・一財
国土調査法に基づき、地籍の明確化を図ります。				
道路施設維持管理事業	208,215	178,213	202,000	215,500
	有	直営		一財
安全で快適な道路利用及び沿道周辺の環境保全				
道路損傷箇所復旧事業	131,995	127,000	135,894	127,000
	有	直営		他・一財
安全で快適な道路利用及び沿道周辺の環境保全				
道路舗装補修事業	49,070	72,892	67,172	81,044
	有	直営		国・市・一財
交通量に対応した舗装構造に改善し、道路を良好な状態に保ちます。				

［注釈］
＜法令等の義務＞　法律または政省令による事業実施根拠の有無
＜実　施　手　法＞　直営、委託、指定管理から選択。同一事業内で実施手法が混在するケース有り
＜財　源　構　成＞　一財：一般財源　国：国庫補助金等　県：県費補助金等　市：市債　他：その他特定財源

これまでの成果

・新設公園として整備中のゆとりの森は、段階的に整備を行っており、平成25年度までに計画面積18.7haの内13.9haの整備が完了し、整備の進捗に伴い利用者も増え、多くの市民の憩いの場となっています。また、指定管理者による良好な管理や多様な自主事業が展開されています。
・市民が公園を安全で快適に利用できるように、遊具等の日常点検や精密診断を行い、維持管理に必要な材料の耐久性等を十分考慮しながら、安価なものを選択することで、平成25年度の維持補修回数が前年度に比べ151件増加しました。
・指定管理者が管理している公園等では、市民を主な対象として各種教室、バーベキューサービス、展示等が実施され、引地台温水プールについては季節を問わず利用され、毎年約20万人の利用者が市内外から訪れています。
・多胡記念公園の利用者は、平成25年度には月間平均387人となり、前年度に比べ42人増加となりました。
・交差点の改良や歩道設置などにより、道路の機能向上を図るとともに、痛んだ舗装の補修等の適切な維持管理を行い、道路を良好な状態に保つことで、道路の利用者に対し円滑で安全な通行を提供することができました。また、平成25年度の都市計画道路の整備率は63.4%で、目標値を上回っており、快適に道路を利用できる環境の整備に向け着実に取り組みました。

成果に対する評価と課題

・ゆとりの森は、国公有地を借りて整備していることから、公園区域内の既存道路の付替えなど、用地処理に関する事務が必要です。
・遊具等の維持補修回数を増加したことにより、多くの公園が安全で快適に利用できるようになりましたが、建設後20年から30年経過している公園が多く、今後は、更に修繕のスピードを上げる必要があります。このため、遊具等の長寿命化計画を策定し、修繕の方法や優先順位などを決め、効率的・効果的に維持管理事業を進めていきます。
・多胡記念公園については、施設の特色を活かし、市民に文化教養活動の場を提供することで、知名度も定着してきました。更に、引地台温水プールについても、柔軟に対応することで利用者満足度が向上され、より安全で快適に利用できるようになりました。しかし、施設が築20年以上経過し、劣化箇所が多く見られるため、平成27年度以降に改修工事を行う予定です。また、健康遊具設置事業を新規事業として実施し、平成26年度から29年度までの4か年で、約100公園への健康遊具の設置を目指します。
・近年、交通事故の発生件数が減少していることから、車両や歩行者の円滑な通行が一定程度確保できたものと捉えています。しかしながら、舗装劣化が進行していく中にあっては、事後的な補修から計画的、予防的な補修を実施した方が効果的、効率的と考えられることから、舗装状況を把握する調査を実施した上で、舗装修繕計画の策定に向けた取り組みを進めてまいります。また、用地買収を伴う道路整備を実施するためには、多額の費用と長い時間を要することから、国庫補助金の活用や適切な事業スケジュールをもって早期に成果が発揮できるよう取り組みを進める必要があります。

5－1－3　道路や公園を快適に利用している

（単位：千円）

主要な事務事業の内容

事務事業名	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額
	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
道路橋長寿命化修繕計画策定事業	7,305	2,519	10,004	2,090
	有	直営	国・市・一財	
橋梁の架設年次や立地条件を十分考慮し、定期的な橋梁点検を実施することにより、橋梁の延命化を図ります。				
狭あい道路用地取得事業	8,447	5,891	5,731	4,721
	有	直営	国・一財	
４ｍ未満の市道の拡幅整備を推進し、生活環境や防災面の向上を図ります。				
生活道路整備事業	16,156	19,510	16,542	48,600
	有	直営	市・一財	
生活道路の整備によって、生活環境の向上を図ります。				
私道整備支援事業	697	0	1,114	1,185
	無	直営	一財	
一般の通行に利用されている私道に対して、整備費用の一部を助成し、生活環境の向上を図ります。				
未登記道路整備事業	247	20	109	375
	有	直営・委託	一財	
所有権が市になっていない道路用地を取得し、適正な道路管理に努めます。				
私有道路用地取得事業	7,452	3,351	5,032	7,774
	無	直営・委託	一財	
私有道路の維持管理がなくなり、生活環境の向上が図られます。				
福田相模原線（福田地区）道路整備事業	0	7,133	3,864	314
	有	直営	一財	
本市並びに藤沢市及び綾瀬市に連なる福田相模原線の整備を行うことによって、交通の円滑化、安全性の向上及び防災機能の強化を図ります。				
交差点改良事業（県道丸子中山茅ヶ崎線整備関連）	0	1,947	20,280	14
	有	直営	国・市・一財	
県道丸子中山茅ヶ崎線の拡幅事業に合わせて、現道の変則交差点を改良し、車両や歩行者の円滑な交通の確保及び交通事故の防止を図ります。				
福田相模原線（南林間地区）道路改良事業	140,065	128,939	119,054	108,302
	有	直営	国･県･市･一財	
市の骨格をなす都市計画道路の拡幅整備を行い、歩行者の安全確保、交通の円滑化ならびに地域防災性の向上を図ります。				
公園台帳整備事業	0	8,519	8,085	6,156
	有	直営	一財	
都市公園を管理する上で必要な図書を作成します。				
公園維持管理事業	234,344	213,202	212,249	242,639
	有	直営	他・一財	
市民が公園を安全で快適に利用できるように維持管理します。				
引地台温水プール管理運営事業	122,612	122,612	122,612	127,179
	有	指定管理	他・一財	
市民が引地台温水プール、引地台公園等を安全かつ快適に利用できるよう適切に管理運営します。				
多胡記念公園維持管理事業	3,400	3,400	3,400	3,461
	有	指定管理	一財	
多胡記念公園を、茶道、華道、書道、句会等、市民に文化教養活動の場を提供できるように管理運営します。				
ゆとりの森管理運営事業	13,684	32,107	36,369	45,017
	有	指定管理	他・一財	
ゆとりの森を適切に管理運営し、安全で快適に利用できるようにします。				

5－1－3　道路や公園を快適に利用している

（単位：千円）

主要な事務事業の内容

事務事業名	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額
	法令等の義務	実施手法	財源構成	
事務事業の目的				
緑の広場等管理事業	34,095	33,223	31,813	29,443
	無	直営	一財	
公園不足地域において、憩いの場を確保します。				
既設公園等大規模改修事業	13,505	13,559	23,107	87,760
	有	直営	国・他・一財	
利用者の安全を確保し、利便性を向上させる改修工事を行います。				
ゆとりの森整備事業	833,200	573,649	39,044	617,738
	有	直営	国･県･市･一財	
ゆとりの森の広々とした空間を活かし、市民にスポーツとレクリエーションの場を提供します。				
泉の森等公園整備事業	0	0	1,197	30,981
	有	直営	一財	
やすらぎや潤いのある快適で魅力のある環境を創造します。				

平成２６年度「めざす成果」施策評価シート

５－２－１　地域交通の利便性が向上している

◎所管部長：街づくり計画部長　海老沢　義行

（単位：千円）

総事業費（予算）	H23	H24	H25	H26
	54,094	55,075	143,149	374,460

総合計画体系		
	健康領域・基本目標	まちの健康・快適な都市空間が整うまち
	個別目標	移動しやすい都市をつくる
	めざす成果	地域交通の利便性が向上している
		地域交通の充実により、まちの中を気軽に移動できています。

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
5-2-1 地域交通の利便性が向上している	5-2-1-1 ① 日常生活の様々な場面に応じた移動手段を用意する	総合的な交通施策を計画的に進める	大和市総合交通施策進行管理事業（再掲）	街づくり総務課
		② バスの利便性の維持、向上を目指す	コミュニティバス運行事業	街づくり総務課
			地域公共交通施策事業	街づくり総務課
			路線バス（生活交通）確保対策事業	街づくり総務課
		鉄道の利便性向上を目指す	鉄道輸送円滑化促進事業	街づくり総務課

（単位：千円）

主要な事務事業の内容	事務事業名	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額
		法令等の義務	実施手法		財源構成
	事務事業の目的				
	コミュニティバス運行事業	40,937	42,682	126,697	326,883
		有	委託		国・他・一財
	生活交通を確保・維持する交通ネットワークを形成し、身近な移動手段を持たない市民の移動手段の確保と、市内における地域間移動の円滑化を図ります。				
	地域公共交通施策事業	7,254	9,618	3,196	47,549
		無	直営		一財
	「誰もが使いやすい移動サービス」及び「誰もが徒歩と自転車で安全に移動できる環境」を実現します。 「誰もが取り組める移動手段転換」を推進します。				

［注釈］
＜法令等の義務＞　法律または政省令による事業実施根拠の有無
＜実　施　手　法＞　直営、委託、指定管理から選択。同一事業内で実施手法が混在するケース有り
＜財　源　構　成＞　一財：一般財源　　国：国庫補助金等　　県：県費補助金等　　市：市債　　他：その他特定財源

これまでの成果

・コミュニティバスについては、市内の南北2ルートで運行し、平成24年、平成25年ともに利用者数は30万人以上になっています。また、西鶴間・上草柳地区の地域住民と市の協働事業として実施している「のりあい」については、毎年１万人以上の方々が外出時の移動手段として利用しています。このことから、市民意識調査の結果である「大和市は、公共交通機関を手軽に利用できると思う市民の割合」は最終目標値には到達しなかったものの、75％を超えており、地域交通の利便性の確保が図られていると捉えています。
・「大和市総合交通施策」（平成25年3月策定）の策定時に実施した各種調査では、市民の交通利便性の向上を促進すべき地域の把握ができ、その結果を踏まえ、平成25年度から、市内4地域（中央林間西・相模大塚・深見・桜ヶ丘）において、新たなコミュニティバスの実験運行を開始し、本市の交通利便性向上に向けた取り組みを開始しました。この実験運行によって、鉄道駅700m圏内及びバス停200m圏内に居住する市民の割合は、約70％から約80％に向上しました。この割合は、関東圏内の他市区町村と比べても非常に高い割合となっています。

成果を計る主な指標

指標の名称	前期基本計画 計画策定時（H20）	実績値（H23）	実績値（H24）	実績値（H25）	最終目標値（H25）	後期基本計画 中間目標値（H28）	最終目標値（H30）
① 大和市は、公共交通機関を手軽に利用できると思う市民の割合	74.2%	75.8%		75.7%	82.0%	80.0%	82.0%
② コミュニティバスの利用者数			332,426人	375,072人	―	638,100人	721,500人

成果に対する評価と課題

・コミュニティバスの運行は、これまでも、既存の鉄道や路線バスを補完する目的で運行しており、新たに運行地域を拡大したことで、市民の約80％が、何らかの公共交通を利用できる環境が整い、交通利便性は格段に向上しました。
・利用者数も毎年３０万人以上となっており、市民の日常生活における移動手段として定着していますが、コミュニティバスの更なる利用を促進し、地域交通の利便性を向上させるためには、市民の目的にあった運行計画とすることが必要であり、福祉施策や地域活性化策など、様々な部署との連携が必要となります。
・「のりあい」については、引続き運営支援を行うとともに事業継続にむけた検討を進めていきます。
・市域の地域交通の利便性を向上させるため、大和市総合交通施策について、実効性のある進行管理を行う必要があります。

平成２６年度「めざす成果」施策評価シート

５－２－２　自転車を快適に利用している

◎所管部長：都市施設部長　浅野　悦夫

（単位：千円）

総事業費（予算）	H23	H24	H25	H26
	80,953	66,664	79,668	322,390

総合計画体系		
	健康領域・基本目標	まちの健康・快適な都市空間が整うまち
	個別目標	移動しやすい都市をつくる
	めざす成果	自転車を快適に利用している
		安全で快適に自転車を利用できる環境が整っています。

「めざす成果」を達成するための施策展開（ロジックツリー）

めざす成果	施策の展開	取り組み内容	事業名	担当課
5-2-2 自転車を快適に利用している	5-2-2-1 安全に自転車が利用できる環境や快適な歩行空間を整える	① 自転車の走行空間の整備や利用の促進、利用者の意識啓発を行う	大和市総合交通施策進行管理事業（再掲）	街づくり総務課
			自転車利用環境推進事業	道路安全対策課
		② 駅周辺の放置自転車等を減少させ、安全な歩行空間を確保する	放置自転車対策事業	道路安全対策課
			駐輪場管理運営事業	道路安全対策課

（単位：千円）

主要な事務事業の内容		H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額
	事務事業名	法令等の義務	実施手法		財源構成
	事務事業の目的				
	自転車利用環境推進事業	13,582	27,508	37,292	281,696
		無	直営		国・一財
	人々の健康志向の高まりや低炭素社会構築への社会的要請の実現を図るため、自転車利用環境の整備を行います。				
	放置自転車対策事業	38,666	32,728	33,911	35,581
		有	直営		他・一財
	駅周辺を自転車等が放置されることを防止することにより、良好な生活環境を保持し、併せて災害時における防災活動を確保します。				
	駐輪場管理運営事業	4,047	4,951	5,015	5,113
		有	直営		他
	大和駅周辺の放置自転車対策として、大和駅プロムナード自転車駐車場を管理、運営します。				

［注釈］
＜法令等の義務＞　法律または政省令による事業実施根拠の有無
＜実　施　手　法＞　直営、委託、指定管理から選択。同一事業内で実施手法が混在するケース有り
＜財　源　構　成＞　一財:一般財源　国:国庫補助金等　県:県費補助金等　市:市債　他:その他特定財源

これまでの成果

・自転車を安全に利用できる環境を整えるため、平成24～25年度にかけては、自転車レーン（2.7km）やナビマーク（3.3km）を整備するとともに、広報等で広くPRしたことにより、車道を通行する自転車の割合が51%から65%へ増加しました。
・各駅周辺の放置自転車等については、自転車等放置禁止区域が広く認知されるとともに、交通安全巡視員及び駅前常駐指導員の巡回が抑止効果となりました。このことにより、放置自転車の台数が減少し、平成25年度の適正駐輪率が99%となり、目標に達しました。大和駅のプロムナード自転車駐車場は、買い物等の駐輪場一時利用者の利便性の向上と放置自転車対策の手助けとなっています。こうした取り組みにより、安全で快適に自転車を利用できる環境が整ってきています。

成果を計る主な指標

指標の名称	前期基本計画 計画策定時（H20）	実績値（H23）	実績値（H24）	実績値（H25）	最終目標値（H25）	後期基本計画 中間目標値（H28）	最終目標値（H30）
① 自転車走行空間の総延長			16km	20km		24km	35km
② 適正駐輪率	97.4%	98.4%	98.7%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

成果に対する評価と課題

・自転車利用環境の整備により、車道を左側通行する自転車が増加し、安全な自転車利用の実現に向け前進しましたが、依然として歩道を徐行しないで通行している自転車も見受けられます。今後は自転車走行空間の整備とともに、現在実施しているPR活動をねばり強く継続し、安全で快適な自転車利用が図られるよう努めてまいります。
・各駅周辺の放置自転車等は減少しておりますが、駅前等の商業施設周辺には、買い物客が一時的に放置している自転車が依然見られます。交通安全巡視員及び駅前自転車等常駐指導員の巡回及び声掛けは、自転車等の放置に対し抑止効果を期待できることから、指導員等を効果的に配置する一方で、商業施設の設置者に対し、本市の実施する自転車等の放置防止施策への協力を求めていきます。